

人間ドック等健康診査利用のご案内

助成金の請求は令和7年3月末日迄です 健康診査または特定健康診査を受けていない方 ぜひ受診しましょう！

——— 特定健診の受診は、自家健診でもOK ———

＜利用の事前申し込み不要、健診後に助成金を請求＞

北海道医師国民健康保険組合では、保健事業として健康診査に対する助成事業を実施しております。
組合員および被保険者の方の健康管理の一環として年1回は健康診査を受診いただき、助成事業をぜひご利用願います。

なお、特定健康診査の対象（40～74歳まで）の方が「健康診査」を受診される際には、必ず「特定健康診査基本項目」の受診をお願いいたします。

簡易人間ドックなど「特定健康診査基本項目」が全て含まれている健康診査を受診された場合は、改めて「特定健康診査」を受診する必要はありません。

すでに健康診査を受診された方は、助成金交付の請求書に添付書類を添えて組合へお送りください。

項 目	入院人間ドック (1泊2日以上)	簡易人間ドック (1日または半日含む)	特定健康診査
1. 利用者の範囲	本組合に加入の組合員および被保険者		本組合に加入の組合員および被保険者で40～74歳までの方
2. 利用する医療機関	入院人間ドックを常設している医療機関	簡易人間ドックを実施している医療機関 (自家健診可)	特定健康診査を実施している医療機関 (自家健診可)
3. 助成金限度額	組合員 8万円 家族・准組合員 3万円 (特定健康診査の費用を含む)	組合員 5万円 家族・准組合員 3万円 (特定健康診査の費用を含む)	当組合が参加する当該年度の集合契約Bにおける契約単価 ※北海道医師会の集合契約および自家健診の場合 基本健康診査 7,830円 詳細健康診査 ・貧血検査 920円 ・心電図検査 1,630円 ・眼底検査 1,230円 ・血清クレアチニン検査 130円
4. 請求金の請求	「健康診査助成金交付請求書(様式第1号)」または「組合員の同意による健康診査助成金交付請求書(様式第3号)」および添付書類を郵送 ※次頁を参照		特定健康診査(自家健診) 振込口座届出書および添付書類を郵送 ※次頁を参照

(注意)

1. 助成金の対象とならない方
 - ・ 社会保険、市町村国保などに加入の方
2. 特定健康診査対象者の方に特定健康診査費用分をお支払いできないケース
 - ・ 脳ドックなど、特定健康診査の「基本的な健診項目」が入っていない検査を受診された場合
 - ・ 特定健康診査の「基本的な健診項目」が不足している場合（未実施の場合）

※後日、特定健康診査の「基本的な健診項目」および不足項目を受診した場合は特定健康診査費用分をお支払いいたします。

3. 請求について

請求用紙

- ・『健康診査ガイドブック』の請求書等の様式
- ・本組合のインターネットホームページに掲載の様式
- *組合ホームページアドレス
- <http://www.hokkaido.med.or.jp/kokuho/>
- (助成金請求書の他、特定健康診査用入力票・質問票も掲載)

請求状況	提出書類
1) 組合員が組合へ請求	「健康診査助成金交付請求書」(様式第1号) 検査項目・領収書 特定健康診査用入力票 (または健診結果の写し)・質問票 ※自己の開設または勤務する医療機関で健康診査を実施した場合 領収書に代えて金額が分かる書類 (各検査項目の料金を記載したものなど) を添付
2) 健康診査実施医療機関が、組合員の同意を得て助成金を組合へ請求	「組合員の同意による健康診査助成金交付請求書」(様式第3号) 検査項目・金額が分かる書類 (実施機関の請求書など) 特定健康診査用入力票 (または健診結果の写し)・質問票
3) 自己の開設または勤務する医療機関で特定健康診査のみ実施の場合	特定健康診査 (自家健診) 振込口座届出書 特定健康診査用入力票・質問票

※上記 1) および 2) で特定健康診査用入力票・質問票の添付が不要な場合

- ・ 40歳未満または75歳以上の方
- ・ 検査項目に特定健康診査基本項目が含まれていない場合
- ・ 特定健診の受診券を医療機関へ提出された方

◎ 健康診査のほか、「インフルエンザワクチン接種」・「歯科健診」の助成も行っております。

インフルエンザワクチンの接種をされた方は、「インフルエンザワクチン接種助成金交付請求書」によりご請求ください。

詳しくは、「健康診査ガイドブック」をご覧ください。

ご不明な点がございましたら、連絡先までお問い合わせください。

連絡先：〒060-0042

札幌市中央区大通西6丁目 北海道医師会館6階
北海道医師国民健康保険組合 (総務係)

TEL 011-271-7471